

# 議 事 録

## 令和元年度四万十町農業委員会 1月総会

日 時	令和2年1月28日(火)午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁東庁舎1階 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第19号	会期の決定について
第2	指定第20号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第21号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第22号	農地法第3条の3の規定による届出について
第5	報告第23号	非農地証明事務処理報告
第6	議案第44号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第7	議案第45号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第46号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9		その他

### 〔出席委員〕

- |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章  | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 欠席    | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 欠席    | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄  | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席    | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力  | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 欠席    | 39. 梶原 美智 |

### 〔欠席委員〕

- 11番 甫喜本 治誠 16番 竹内 純 33番 東出 一茂 38番 佐々木 通

### 〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長 携帯のマナーモードの確認をお願いします。昨日はすごい天気でしたが被害等は大丈夫だったでしょうか。なかなか風が強く吹いておりました。今年初めての総会となります。本年もどうかよろしく願いいたします。

それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会1月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。令和2年初めての会です、皆さん今年1年よろしく願いいたします。事務局が申しましたが昨日は雨風が台風のような天気でした、本日は興津の東出さん、甫喜本さんのハウスが飛んで補修をせんといかんということで欠席しております。また後で皆さんには事務局より被害が無かったかお聞きしたいと思います。それから皆さんの前に配っていますが、昨日農協の理事会で配られた文章ですが、大型特殊の免許の件で、とりあえず高知県農業機械協会事務局が県庁にありまして、そこが免許センターと相談をして1発試験を1月28日と2月25日に本来定員5名の所を8名にして農耕車限定で行うということです。メーカーなどがトラクターを持ち込んでやるそうです。なかなか申し込みがすごいと思います。機械事務局に申し込みをして多かったら抽選になるとそうです。3月、4月の日程は決まっていますので決まり次第皆さんにおつなぎしたいなと思っております。こんなことでは解決できる事ではないのですが、道交法の免許のことですので、そう簡単に講習でいけるということにはならないので、そこら辺は色々協議をしているそうです。とりあえず、農耕車限定で1月28日、2月25日に行うということですので皆さん1回やってみようかと思う方は電話をしていただければと思います。以上でございます。

会長 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、私が議長を務めますのでよろしく願いいたします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号23番西内一隆委員をお願いします。

23番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。

本日の会議に、11番甫喜本治誠委員、16番竹内純委員、33番東出一茂委員、38番佐々木通委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第19号「会期の決定について」を議題とします。  
お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和2年1月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。  
次に、日程第2、指定第20号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。  
四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に10番、山本道雄委員と、22番、西井健夫委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。  
続いて日程第3、報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、ご説明します。ページは、3ページからです。件数は、窪川地域の7件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。7件すべて農地中間管理事業の関係となります。それでは、番号1について説明します。土地の所在、興津字元地3541番、地目、田、面積、351㎡、以下5筆あり、合計6筆で面積が2,261㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、令和2年1月9日。引渡年月日、令和2年1月9日です。配分先である耕作者の体調不良により解約するものです。

続きまして、番号2から番号7は、番号1の解約によるもので、まとめて説明します。番号2 興津字元地3541番、地目、田、面積、351㎡。番号3 興津字元地3543番、地目、田、面積、425㎡の内353㎡。番号4 興津字元地3558番、地目、田、面積、1,007㎡の内99㎡。番号5 興津字元地3559番、地目、田、面積、950㎡の内94㎡。番号6 興津字元地3560番、地目、田、面積、777㎡。番号7 興津字元地3561番、地目、田、面積、587㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、令和2年1月9日。引渡年月日、令和2年1月9日です。以上で説明を終わります。

議長 報告第21号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 2番、掛水委員。

2番 の内という内とはどういうことですか。

事務局 登記簿面積のうち、現場で実際利用する部分の面積というふうにしてその部分だけを借りているといことになります。

議長 他に何かありませんか。特になければ、報告第 21 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 22 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明いたします。ページは、5 ページです。件数は、窪川地域の 2 件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、七里字今天神乙 273 番、地目、田、面積、3,530 m<sup>2</sup>です。届出日、令和元年 12 月 19 日、届出事由、相続あつせん希望については、希望しない。となっております。続きまして番号 2 土地の所在、茂串町 276 番 1、地目、畑、面積、780 m<sup>2</sup>です。届出日、令和元年 12 月 27 日、届出事由、相続あつせん希望については、希望しない。となっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 22 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 22 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 23 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 23 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 6 ページをご覧ください。今月は西部の 1 件となっております。番号 1 番、添付資料は 1 ページ、2 ページをご覧ください。土地の所在地は、大正中津川字中屋敷 533 番 1 の 1 筆、地目は畑、面積は 320 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 55 年頃より庫庫、物置を建築し、現在に至ります。また、一部は平成元年頃建築した、居宅の一部となっている状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和元年 12 月 20 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 23 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 23 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは、7 ページになります。件数は、6 件になります。うち、窪川地域 3 件、西部地域 3 件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 3 ページからとなります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、根元原字五反切 245 番 1、地目、田、面積、421 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 929 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、町外在住の為耕作が困難。とのことです。下限面積は、次の番号 2 の件が足されますので、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 2 根元原字松ケダバ 320 番、地目、田、面積、416 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 1,541 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、町外在住の為耕作が困難。とのことです。下限面積は、先ほどの番号 1 と合わせますので、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 3 興津字岡ノ前 3818 番、地目、田、面積、522 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望 とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。窪川地域は以上です。

続きまして西部です。西部からは 3 件の許可申請が出てきております。番号 4 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 6 ページをご覧ください。土地の所在地、十和川口字戸川口 985 番、地目、田、面積、834 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計で 2 筆、面積が 1,030 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を耕作する予定です。

続きまして、番号 5 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 7 ページをご覧ください。土地の所在地、大正中津川字地藏院 271 番 1、地目、田、面積、539 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、経営規模縮小。下限面積は達成しています。申請地では水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号 6 について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 8 ページをご覧ください。土地の所在地、戸川字下サイマ 1276 番 2、地目、田、面積、282 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 2,022 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、父親からの贈与。譲渡理由は、高齢化による贈与。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を耕作する予定です。以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第 44 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長

番号 1 番から。番号 1 下元弘章委員。

1 番 譲渡人は町外在住のため耕作が困難で、譲受人から直接面会して話を聞きました。現況は田んぼであることを確認しています。譲受人は専従農家としてきちんと農地を効率的に利用しています。周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。以上です。

議長 番号 2 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 譲渡人は町外在住のため耕作が困難。現況は田んぼであることを確認しています。農地の周辺には営農上悪影響を与えないことを確認しています。以上です。

議長 番号 3 番。事務局。

事務局 番号 3 について、欠席の甫喜本治誠委員、東出一茂委員から補足説明について連絡がありましたので報告します。譲渡人、譲受人は親子関係であり、また、譲受人は認定農業者です。周辺農地への影響もないということなので問題ないということです。以上です。

議長 番号 4 番。36 番 上野渡委員。

36 番 番号 4 番について譲受人から話を聞いてきました。譲渡人は長年町外に住んでいて農地の管理は親が行っているようです。基本的に田んぼは委託して作ってもらっている状況で、誰かいい人がいれば譲りたいと思っていたところ、今回譲受人と話がまとまったようです。譲受人は農地を効率的に利用し、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。地域の担い手でもあり番号 4 番の所有権移転は問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 5 番は私の方から説明させていただきます。現況は田であることを確認しています。譲渡人は機械を持っておらず、今中山間の農地に入っておりますが、この農地についても譲受人が耕作をしております、今回譲渡人と譲受人の話がまとまり売買することになりました。譲受人は農地を効率的に利用しています。年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。以上のことで問題ないと考えております。

議長 番号 6 番。15 番 吉良榮委員。

15 番 番号 6 番について、1 月 24 日譲受人、1 月 26 日譲渡人、双方から聞き取りと現地確認を行いました。現況は田です。譲渡人、譲受人は親子関係です。どちらも農地を有効的に利用しています。年間 150 日以上農作業に従事しております。この農地は中山間特有の地形ではありますが、圃場整備がされ綺麗に管理され、これまでと同じ作物を栽培するため、周辺農地には営農上悪影響を与えることはありません。以上です。

議長 議案第 44 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 44 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 45 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 45 号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 2 月 3 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申請書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、10 ページから 14 ページです。件数は、16 件になります。うち、窪川地域 11 件、西部地域 5 件です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 10 ページからになります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、仁井田字後口窪 521 番 1、地目、田、面積、868 m<sup>2</sup>です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 2,752 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 11 カ月です。作物は、野菜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号 2 土地の所在、黒石字茶園畑 374 番 2、地目、田、面積、634 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 11 カ月です。作物は、ゆずを栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号 3 土地の所在、本堂字松ノ下 1352 番、地目、田、面積、1,269 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,033 m<sup>2</sup>です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 11 カ月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号 4 土地の所在、奈路字竹ノ本 1348 番、地目、田、面積、2,032 m<sup>2</sup>です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 3,562 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 12 月 31 日までの

11 カ月です。作物は、ショウガを栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号5 土地の所在、峰ノ上字下ヤシキ 594 番、地目、田、面積、2,615 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から令和2年12月31日までの11 カ月です。作物は、ショウガを栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号6 土地の所在、奈路字荒神ノ元 1332 番、地目、田、面積、1,963 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から令和2年12月31日までの11 カ月です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号7 土地の所在、奈路字荒神ノ元、1331 番、地目、田、面積、2,042 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から令和2年12月31日までの11 カ月です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。続きまして番号8 土地の所在、上秋丸字銀蔵屋式、649 番1、地目 田、面積、441 m<sup>2</sup>です。以下5筆あり、合計6筆で、面積が8,814 m<sup>2</sup>です。設定は、更新です。期間は、令和2年2月3日から令和3年1月31日までの1年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。番号9から番号11までは、農地中間管理事業の関係です。番号9 土地の所在、見付字山口 2524 番、地目、田、面積、2,264 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から令和6年12月31日までの4年11カ月です。権利は、賃貸借権での設定です。番号10 土地の所在、根元原字頭地 120 番、地目、田、面、1,414 m<sup>2</sup>です。以下5筆あり、合計6筆で、面積が2,820 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から令和12年1月31日までの10年です。権利は、使用貸借権での設定です。番号11 土地の所在、根元原字大切 213 番1、地目、田、面積88 m<sup>2</sup>です。以下7筆あり、合計8筆で、面積が4,206 m<sup>2</sup>です。設定は新規です。期間は、令和2年2月3日から、令和12年1月31日までの10年です。権利は、すべて使用貸借権での設定です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部地域からです。番号12、13については利用権の設定を受けるものが同じ人になりますのでまとめて説明させていただきます。添付資料は43ページから48ページになります。位置図等は45、48ページをご覧ください。番号12 土地の所在地、相去字フルトノ 782 番、地目、田、面積、1,462 m<sup>2</sup>、外1筆あり、合計2筆で2,514 m<sup>2</sup>です。番号13 土地の所在地、相去字イヅガ谷口 771 番、地目は田、面積は722 m<sup>2</sup>、外2筆あり、合計3筆で3,629 m<sup>2</sup>です。設定は全て更新になります。期間ですが、令和2年2月3日から令和3年1月31日までの1年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号14 添付資料は49ページから51ページになります。位置図等は51ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字沖川 2473 番。地目は田、面積は523 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間ですが、令和2年2月3日から令和7年1月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号15 添付資料は52ページから54ページになります。位置図等は54ページをご覧ください。土地の所在地、希ノ川字西ノサヲ 409 番、地目は田、面積は1,754 m<sup>2</sup>です。設定は新規になります。期間ですが、令和2年2月3日から令和6年12月31日までの4年11ヶ月になります。作物は生姜を栽培する計画で



す。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号16 添付資料は55ページから57ページになります。位置図等は57ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字鷺ノ巣331番2、地目は田、面積は835㎡です。設定は新規になります。期間ですが、令和2年2月3日から令和4年1月31日までの2年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。西部からは以上です。

議長 議案第45号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番。8番 宮崎恵美子委員。

8番 番号1番について、借受人から確認をしました。今までは1年ごとの更新でしたが、貸出人より長く設定してもかまいませんということで今回から長くしたそうです。内容は議案書のとおりで問題ないと思います。

議長 それでは番号2番。30番 澤田憲男委員。

30番 番号2番ですが、借受人から確認をとっております。借受人は現在兼業ということで外に仕事に出っていますが、年間180日以上従事しております。内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと考えます。

議長 番号3番。31番 猪野啓一委員。

31番 番号3番について借受人から確認してきました。借受人は農業の経験も豊富な地域の担い手で内容も利用集積計画のとおりで再設定でもあり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号4番。30番 澤田憲男委員。

30番 番号4番について、借受人確認しております。借受人は専業農家であり農業従事も300日以上ということで特に問題ないと判断しております。以上です。

議長 それでは番号5番。23番 西内一隆委員。

23番 番号5番について、番号4番の借受人と重複していますが、1月22日に借受人から確認しました。現況は田んぼで生姜を栽培する予定です。最近就農されたようですが、農作業従事日数は問題なく、現在は四十町移住支援住宅に入居されておりますが、居宅も町内に購入され農業に携わっていくようですので、新規の設定ですが特に問題ないと思います。

議長 それでは番号 6 番、7 番。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 6 番、7 番ですが、借受人と現場の方を確認しております。借受人は専業農家でもあり地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおり特に問題ないと判断します。

議長 番号 8 番。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 借受人より確認してまいりました。借受人は法人化をおこない作物を作ることはもちろん、売る事にも熱心で広く各地に商談に出向き、いわゆる地産外商に取り組み活動的に経営を行っておりまして将来を期待される法人でもあります。内容も利用集積計画のとおりで再設定でもあり特に問題ないと判断いたします。以上です。

議長 9、10、11 番は後でやりますので、12、13 番。17 番 中原英昭委員。

17 番 8 番の設定をうける者と一緒ですので内容は省きます。12 も 13 番も 5 年目です。1 年更新ですが。利用権の設定を受ける者はこちらに入ってきたのが 10 年前ですが、ずっとちゃんとやってくれているということで問題ないと思います。去年と全く同じ内容で更新ということで問題ないと思います。以上です。

議長 番号 14 番。13 番 伊東智江委員。

13 番 番号 14 番について、借受人から確認しました。今回更新ということですが、今後引き続き水稻を栽培されるということです。契約内容も前回と同様ということで変わらないそうです。番号 14 番は特に問題ないと判断します。

議長 番号 15 番。37 番 田村守委員。

37 番 借受人と話をしてきました。借受人は年間 150 日以上農作業に従事しており、地域の担い手でもあります。周辺農地への影響も問題ないということで特に問題ないと判断しました。

議長 番号 16 番。13 番 伊東智江委員。

13 番 番号 16 番について、借受人から確認しました。今回は新規設定ということですが、借受人はこれまでいろいろな土地で農業に従事されており、今回もセンブリを栽培されるということです。内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと判断しました。

議長 議案第 45 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 35 番 山崎力委員。

35 番 2 番の契約年数は5年となっていますが、柚子は植わっているのですか。これからなら中途半端な年数だなと思いますが。

議長 30 番 澤田憲男委員。

30 番 柚子ですが、年数が結構経っている柚子があります。植わっている所を借りるということです。以前、親が借りていた土地です。今回他界したということで息子さんの方が農業委員会を通して適正な契約をとりたいということで、今回契約をしとりあえず5年ということで、貸出人の方がこちらに居ないので借受人が現場でやっつけていこうということです。以上です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第45号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第46号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第46号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは、16ページからです。件数は、4件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は59ページからとなります。それでは、説明します。番号1 土地の所在、見付字山口2524番、地目、田、面積、2,264㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定。期間

は、県認可日から令和 6 年 12 月 31 日までです。施設ニラを栽培する計画です。続きまして番号 2 土地の所在、根元原字頭地 120 番、地目、田、面積、1,414 m<sup>2</sup>です。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 2,820 m<sup>2</sup>です権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 12 年 1 月 31 日までです。水稻を栽培する計画です。続きまして番号 3 土地の所在、根元原字大切 213 番 1、地目、田、面積、88 m<sup>2</sup>です。以下 7 筆あり、合計 8 筆で、面積が 4,206 m<sup>2</sup>です権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 12 年 1 月 31 日までです。水稻を栽培する計画です。続きまして番号 4 土地の所在、仁井田字廣田 2,061 番、地目、田、面積、2,689 m<sup>2</sup>です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 7 年 11 月 30 日までです。水稻を栽培する計画です。再配分です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番から。20 番 中城康子委員。

20 番 1 月 26 日に現場を確認してきました。借受人はニラを栽培する予定です。本人に面談できなかつたので、両隣に聞いてきました。認定農業者ではないようですが、昨年からはニラ農家で研修しておりまして、配分計画とおおり、特に問題ないと判断しました。

議長 それでは番号 2 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 借受人は、地域の担い手であります。配分計画案のおおり、特に問題ないと判断します。土地の確認は現地に行って田んぼと確認してます。

議長 番号 3 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 この土地の所在地は田んぼであることを確認しました。設定を受ける者は、地域の担い手でもあり、配分計画案のおおりで特に問題ないと判断します。

議長 それでは番号 4 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 借受人から確認しました。借受人は、若いですがこれからどんどん水稻を作っていきたいと意欲のある農家です。地域の担い手でもあり配分計画案のおおり、特に問題ないと判断します。

議長 議案 46 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第46号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第46号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 「その他」の件について議題とします。  
事務局ではありませんか。

事務局 農業委員会の法令遵守についてお配りしていると思います。昨年10月に農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。内容は新聞記事のコピーを付けております。後ほど読んでおいてください。言うまでもなく農業委員、推進委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行の責務を負っています。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。地域の方が気軽に相談できるということはとても大切なことです。しかし、不当な便宜を図ったり、ましてや金銭の授受はもつてのほかです。今までも適正執行を行っているとは思いますが、今後とも高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底してください。

事務局 最初にも申しましたが、昨日の低気圧の通過による被害ですが、興津ではビニールハウスが破れたと聞いておりますが、他にありましたらこの後報告をお願いしたいと思います。

27番 自分の所の地域を朝回りました。日野地の奥まで行って見てきましたが、幸いにも松葉川温泉流域は被害が無かったです。

議長 他にないですか。

(「なし」の声あり)

議長 事務局からの「その他」の件が終わりましたが何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしまし  
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 1 月  
総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 35 分